

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 7 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて
電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステム統合を図るものとする。ただし、単独処理システムについては、新町において調整する。

平成 1 5 年 7 月 2 2 日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	電算システム事業
調 整 方 針	電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステム統合を図るものとする。ただし、単独処理システムについては、新町において調整する。		

区 分	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
住民情報システム	(1) 住民記録 (2) 印鑑登録証明 (3) 国民年金 (4) 国民健康保険 (5) 老人保健 (6) レセプトシステム (7) 統一宛名 (8) 口座登録 (9) 口座振替システム (10) 個人住民税 (11) 固定資産税 (12) 軽自動車税 (13) 国民健康保険税 (14) 税収納消込 (15) 住宅使用料 (16) 保育料 (17) 児童手当 (18) 老人資格管理 (19) 選挙システム (20) 住記利用システム (21) 住民基本台帳ネットワークシステム	(1) 住民記録 (2) 印鑑登録証明 (3) 国民年金 (4) 国民健康保険 (5) 老人保健 (6) レセプトシステム (7) 統一宛名 (8) 口座登録 (10) 個人住民税 (11) 固定資産税 (12) 軽自動車税 (13) 国民健康保険税 (14) 税収納消込 (16) 保育料 (17) 児童手当 (18) 老人資格管理 (19) 選挙システム (20) 住記利用システム (21) 住民基本台帳ネットワークシステム	(1) 住民記録 (2) 印鑑登録証明 (3) 国民年金 (4) 国民健康保険 (5) 老人保健 (6) レセプトシステム (7) 統一宛名 (8) 口座登録 (9) 口座振替システム (10) 個人住民税 (11) 固定資産税 (12) 軽自動車税 (13) 国民健康保険税 (14) 税収納消込 (16) 保育料 (17) 児童手当 (18) 老人資格管理 (19) 選挙システム (20) 住記利用システム (21) 住民基本台帳ネットワークシステム	(1) 住民記録 (2) 印鑑登録証明 (3) 国民年金 (4) 国民健康保険 (5) 老人保健 (6) レセプトシステム (7) 統一宛名 (8) 口座登録 (10) 個人住民税 (11) 固定資産税 (12) 軽自動車税 (13) 国民健康保険税 (14) 税収納消込 (18) 老人資格管理 (19) 選挙システム (21) 住民基本台帳ネットワークシステム	4ヶ町村において導入システムに差異がある。	電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステム統合を図るものとする。ただし、単独処理システムについては、新町において調整する。 また、広域ネットワークの高速化運用については、新町において検討する。
総合福祉システム	(1) 介護保険業務 (3) 障害者福祉システム (4) 健康衛生業務	(1) 介護保険業務 (2) 医療費助成システム・母子、重心、乳幼児 (3) 障害者福祉システム (4) 健康衛生業務	(1) 介護保険業務 (2) 医療費助成システム・母子、重心、乳幼児 (3) 障害者福祉システム (4) 健康衛生業務	(1) 介護保険業務 (4) 健康衛生業務		
内部事務システム	(1) 財務会計システム (2) 人事給与業務 (3) 起債管理システム (4) 例規・現行法令検索システム	(1) 財務会計システム (2) 人事給与業務 (3) 起債管理システム (4) 例規・現行法令検索システム	(1) 財務会計システム (2) 人事給与業務 (3) 起債管理システム (4) 例規・現行法令検索システム	(1) 財務会計システム (2) 人事給与業務 (3) 起債管理システム (4) 例規・現行法令検索システム		
地理情報システム		(1) 地籍管理システム	(1) 地籍管理システム			
その他行政システム	(1) 上下水道業務 (2) 公共事業設計積算 (3) 農地流動化支援システム (4) 学校給食管理システム	(1) 上下水道業務 (3) 農地流動化支援システム	(1) 上下水道業務 (3) 農地流動化支援システム (5) 社会福祉協議会用システム			

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	電算システム事業
調整方針			

区 分	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
情報インフラ整備	1．愛媛情報スーパーハイウェイ（市町村VPN）との接続				合併までには4ヶ町村同一環境になることから特に問題はない。	1．愛媛情報スーパーハイウェイ（市町村VPN）との接続については、4ヶ町村共同申請を行い、平成15年度中に管理・事務局部門を置く総合支所において接続する。 2．愛媛情報スーパーハイウェイ（Esnet）との接続については、学校間ネットワーク構築と併せて統一接続の方向で検討する。 3．総合行政ネットワークへの接続については、4ヶ町村共同申請を行い、平成15年度中に管理・事務局部門を置く総合支所において接続する。 4．パソコンの職員一人一台については、平成15年度中に生名村を完備し、4ヶ町村完全完備とする。 5．Eメールについては、新町において新たに個人配布するよう調整する。 6．グループウェアについては、平成15年度中に未導入町村（生名村、魚島村）にも導入し、発展型ソフトにおいて統一する。 7．地域情報化については、平成15年度において生名村を整備する。
	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定（H15）	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定（H15）	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定（H15）	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定（H15）		
	2．愛媛情報スーパーハイウェイ（Esnet・愛媛スクールネット）との接続					
	未接続	未接続	未接続	未接続		
	3．総合行政ネットワーク（LGWAN）への接続					
	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定（H15）	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定（H15）	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定（H15）	管理・事務局部門を置く総合支所による統一接続予定（H15）		
	4．パソコンの職員一人一台					
	完備	完備予定（H15）	完備	完備		
	5．Eメール					
	メールアドレス個人配布 メールサーバ自営	メールアドレス個人配布予定 メールサーバ自営予定（H15）	メールアドレス個人配布 メールサーバ自営	メールアドレス個人配布 メールサーバ自営		
	6．グループウェア					
	導入済み	導入予定（H15）	導入済み	導入予定（H15）		
	7．地域情報化					
	総務省『地域インターネット導入促進事業』により、町内主要施設をネットワーク化	総務省『地域イントラネット基盤施設整備事業』により、村内主要施設をネットワーク化予定（H15）	総務省『地域インターネット導入促進事業』により、村内主要施設をネットワーク化	総務省『地域インターネット導入促進事業』、『地域イントラネット基盤施設整備事業』により、村内主要施設をネットワーク化		

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	2 1 - 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	電算システム事業
調 整 方 針	資 料		

先 進 事 例	
篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町〕 電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。 西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。 あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一して導入し、ネットワークシステムで運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。 東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 新市の電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統一し、広域ネットワークにより運用する。ただし、単独処理システムについては、合併後随時調整する。 重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 新市の電算業務については、合併時にシステムを統合するとともに、庁舎間及び出先機関を高速専用回線で接続し運用する。 (2) 単独処理業務システムについては、合併時までに調整する。 宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 合併までに電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないようにする。 内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕 新町の電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統一し、広域ネットワークにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併後随時調整する。 南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 電算業務については、下記の基本的な考え方を基に総合的に検討し、合併時に電算システムの統合を図るものとする。 (1) 住民生活へ影響が及ばないよう十分に配慮する。 (2) 統合にかかる改修の量及び経費は極力抑えるように配慮する。 (3) 地域情報化の推進・サービスの提供等への課題に対応できるようにする。	今治市及び越智郡 11 か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕 1. 庁内電算化 新システムにて合併期日までに電算システムを統合する。ただし、事務事業の状況、データの取扱い等の要因により、一部のシステムは合併後漸次統合を図り、又は現行システムを継続して使用する。 2. 情報インフラ整備 合併までに統合し、住民サービスの維持向上に配慮する。市内主要各施設及び出先機関で、高速なネットワーク化を推進する。 留意事項 住民サービスの維持・向上を前提に、既存の電算システムの統合、新システムの構築を行う。合併市町村の例によると、合併施行日に稼働できるよう予め調整を行っている場合と、合併後当面は既存の電算システムを活用しつつ、できるだけ速やかに統合を図っていく場合とがある。 《総務省「合併協議会の運営の手引」より》